

時間帯区分		午前 9 時から 午前12時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
A	平日	8,800	10,560	12,320	17,600	21,120	28,160
	土・日・休日	10,560	14,080	15,840	21,120	26,400	33,440
B	平日	17,600	21,120	24,640	35,200	42,240	56,320
	土・日・休日	21,120	28,160	31,680	42,240	52,800	66,770
C ①	平日	26,400	31,680	36,960	52,800	63,360	84,480
	土・日・休日	31,680	42,240	47,520	63,360	79,200	100,210
C ②	平日	39,600	47,520	55,440	79,200	95,040	126,720
	土・日・休日	47,520	63,360	71,280	95,040	118,800	150,310
C ③	平日	52,800	63,360	73,920	105,600	126,720	168,960
	土・日・休日	63,360	84,480	95,040	126,720	158,400	200,420

## 備考

- 1 A は営利目的以外で、入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないで利用する場合  
又は1,000円以下の入場料等を徴収して利用する場合
- 2 B は営利目的以外で、1,000円を超える入場料等を徴収して利用する場合
- 3 C は営利目的で利用する場合で、入場料等の金額により次の割合を乗じて得た額を利用料金とする。
  - ① 入場料等が1,000円以下のとき 1.0
  - ② 入場料等が1,000円を超え3,000円以下のとき 1.5
  - ③ 入場料等が3,000円を超えるとき 2.0
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 5 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 6 舞台技術者を要する利用を行う日以外の日において、練習又は準備等を行う場合の利用料金は当該利用料金の4割とする。
- 7 利用料金は、利用時間のいかんにかかわらず、当該時間帯に掲げる額とし、当該時間帯を超えて繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、その超える時間が1時間以内のとき3割、2時間以内のとき6割、2時間を超えるとき10割を、超えた時間帯の利用料金に乗じて得た金額を追加徴収する。
- 8 利用者が特別の設備を行い、又は備え付けの器具以外の器具を利用するときは、電気・水道料等の実費を徴収する。
- 9 冷暖房装置を利用する場合は、1時間につき5,090円を加算する。
- 10 次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料等を徴収しないで利用する場合であっても、入場料等を徴収するものとみなす。
  - (1)会費を徴収するとき。
  - (2)会員制度により会員を招待するとき。
- 11 利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

室名/時間帯		午前 9 時から 午前12時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで	
大会議室兼 リハーサル室	営利 なし	平日	3,960	4,730	5,500	7,920	9,460	12,650
		土・日・休	4,750	5,670	6,600	9,500	11,350	15,180
	営利 利用	平日	5,940	7,090	8,250	11,880	14,190	18,970
		土・日・休	6,730	8,040	9,350	13,460	16,080	21,500
中会議室(和室)	営利 なし	平日	2,200	2,640	3,080	4,400	5,280	7,040
		土・日・休	2,640	3,160	3,690	5,280	6,330	8,440
	営利 利用	平日	3,300	3,960	4,620	6,600	7,920	10,560
		土・日・休	3,740	4,480	5,230	7,480	8,970	11,960
小会議室兼 音楽練習室	営利 なし	平日	880	990	1,210	1,760	2,090	2,750
		土・日・休	1,050	1,180	1,450	2,110	2,500	3,300
	営利 利用	平日	1,320	1,480	1,810	2,640	3,130	4,120
		土・日・休	1,490	1,680	2,050	2,990	3,550	4,670
楽屋(1室毎)	営利 なし	平日	880	990	1,210	1,760	2,090	2,750
		土・日・休	1,050	1,180	1,450	2,110	2,500	3,300
	営利 利用	平日	1,320	1,480	1,810	2,640	3,130	4,120
		土・日・休	1,490	1,680	2,050	2,990	3,550	4,670
談話展示ホール	営利 なし	平日	4,180	4,950	5,830	8,360	10,010	13,310
		土・日・休	5,010	5,940	6,990	10,030	12,010	15,970
	営利 利用	平日	6,270	7,420	8,740	12,540	15,010	19,960
		土・日・休	7,100	8,410	9,910	14,210	17,010	22,620
ホワイエ	営利 なし	平日	2,750	3,300	3,850	5,500	6,600	8,800
		土・日・休	3,300	3,960	4,620	6,600	7,920	10,560
	営利 利用	平日	4,120	4,950	5,770	8,250	9,900	13,200
		土・日・休	4,670	5,610	6,540	9,350	11,220	14,960
主催者控室	営利 なし	平日	550	660	770	1,100	1,320	1,760
		土・日・休	660	790	920	1,320	1,580	2,110
	営利 利用	平日	820	990	1,150	1,650	1,980	2,640
		土・日・休	930	1,120	1,300	1,870	2,240	2,990
楽屋事務室	営利 なし	平日	550	660	770	1,100	1,320	1,760
		土・日・休	660	790	920	1,320	1,580	2,110
	営利 利用	平日	820	990	1,150	1,650	1,980	2,640
		土・日・休	930	1,120	1,300	1,870	2,240	2,990

備考

1. 利用料金は、利用時間のいかんにかかわらず、当該時間帯に掲げる額とし、当該時間帯を超えて 繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、その超える時間が1時間以内のとき3割、2時間以内のとき6割、2時間を超えるとき10割を、超えた時間帯の利用料金に乗じて得た金額を追加徴収する。
2. 冷暖房装置を利用する場合は、利用料金の5割を加算する。
3. 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。